

第2期与謝野町子ども・子育て支援事業計画 概要版

子育てするならこのまちで



保護者の状況などにかかわらず、
すべての子どもが良質な教育・保育を受けられ、
健やかな育ちが保障されるまち、
豊かな自然に恵まれた環境の中で、
安心して子どもを生き育てられるまちを
地域・住民との協働のもとに目指します。

令和2年3月
与謝野町

社会全体でささえる子育て支援のため

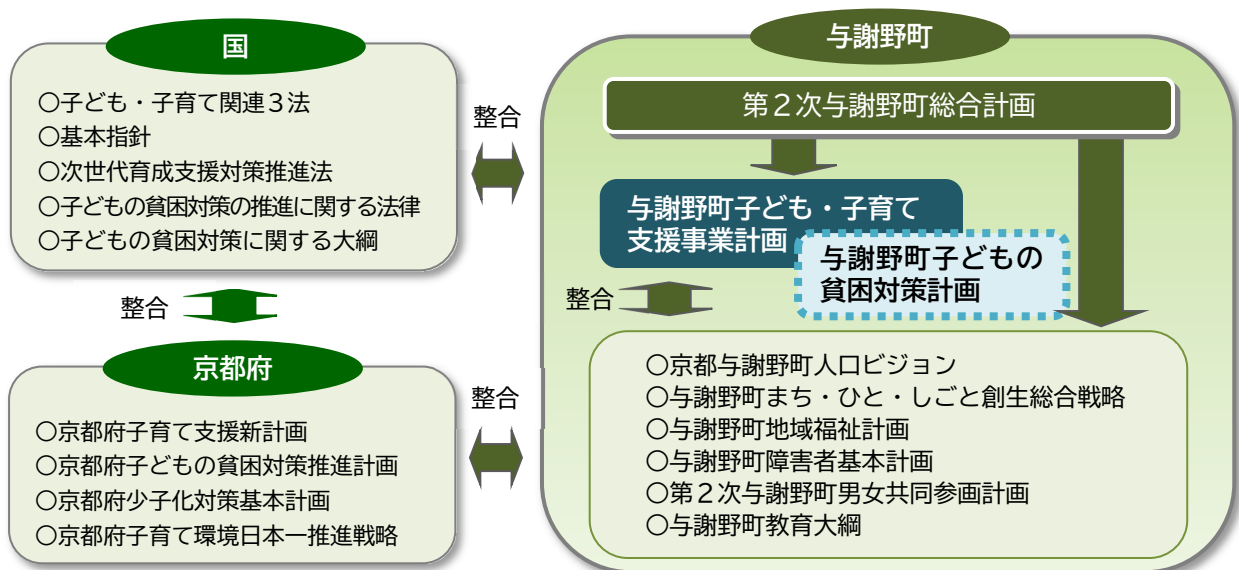
計画の趣旨

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。与謝野町の一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「保育量の確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

また、これまで取組を進めてきた『与謝野町次世代育成支援行動計画』についても、計画の基本的な考え方等を継承しつつ、今日的課題である「子どもの貧困対策」を含め、子どもとその家庭にかかわる施策を体系化し、保健、福祉、教育、就労、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。

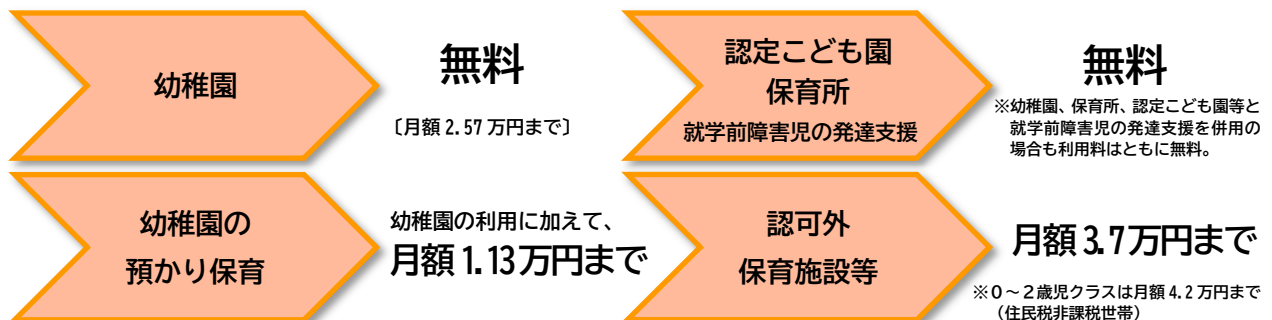
計画の位置づけ

国や府における法令や計画をふまえ、『与謝野町総合計画』を上位計画として、関連する個別計画との整合を図りながら、子どもの貧困対策についても包含した計画として策定します。



幼児教育・保育の無償化

子ども・子育て支援の「量」の拡充と「質」の向上を目指し、令和元年10月1日から3～5歳児クラスのお子さんの幼稚園、保育園、認定こども園などの利用料の無償化が始まりました。



子ども・子育て支援事業計画を策定しました

計画の基本的な理念

子ども・子育て支援及び次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な認識のもとに、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければなりません。

与謝野町総合計画に掲げられた基本目標との整合のもとに、与謝野町の子ども・子育て支援の基本的な理念を次のとおりとします。

子育てするならこのまちで

保護者の状況などにかかわらず、
すべての子どもが良質な教育・保育を受けられ、健やかな育ちが保障されるまち、
豊かな自然に恵まれた環境の中で、
安心して子どもを生み育てられるまちを
地域・住民との協働のもとに目指します。

制度における施設や事業

教育・保育施設

認定こども園

幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持つ施設で、0歳児から小学校就学前の児童を対象に、3歳未満児には保育を提供し、3歳以上児には、保護者の就労の有無にかかわらず、教育・保育を提供します。

また、地域の子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供などの子育て支援も行います。

保育所（園）

認可を受けた保育園で、保護者の就労や病気などのために、家庭で保育ができない保護者に代わって、生後10か月から小学校就学前の児童を対象に、保育します。

幼稚園

幼児の心身の発達や小学校以降の教育の基礎をつくるために、3歳児から小学校就学前の児童を対象に、幼児教育を提供します。

地域型保育事業（※主に3歳未満の保育を必要とする乳幼児が対象）

家庭的保育事業 （保育ママ）

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員：乳幼児5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。

小規模保育事業

少人数（定員：乳幼児6人以上19人以下）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

事業所内保育事業

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもの一緒に保育します。

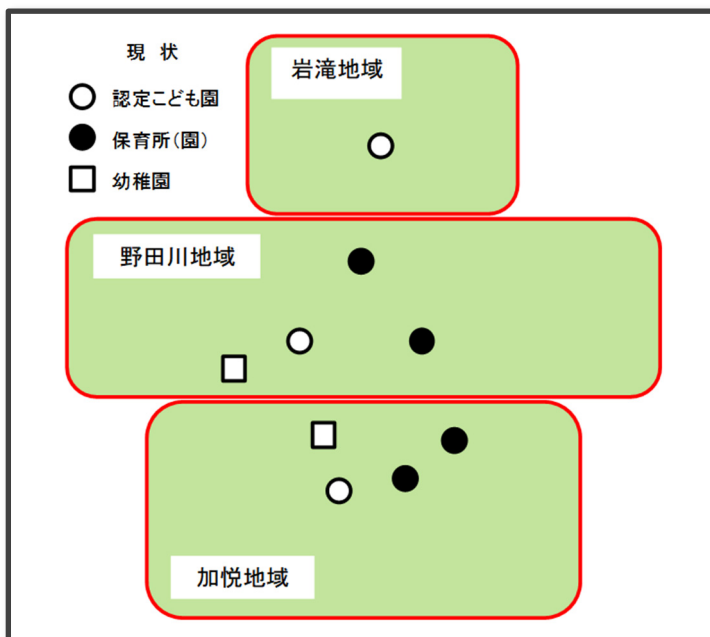
居宅訪問型保育事業 （ベビーシッター）

障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保育者の自宅で1対1で保育を行います。

幼児期の教育・保育の

教育・保育提供区域の設定

本町では「教育・保育」について、3地域ごとに認定こども園を設置していること、「地域子ども・子育て支援事業」のほとんどの事業について3地域ごとに需給調整することから、3地域を提供区域の基本とします。



第2期では、こんな事業が始まります!!

この他の事業の取り組みの概要は、8頁をご覧ください。

妊娠前・妊娠中

特定不妊治療交通費助成金事業

特定不妊治療を受けるには、遠方まで通院する状況となっているため、交通費の一部を助成する事業を開始します。

ハローベビープロジェクト

出産を迎えるお母さんとお父さんを対象に、赤ちゃんを迎える話し合いの場として全家庭への面談を実施します。

※参加者にはプレゼントもあります ➡

出産後

産後リフレッシュ事業

産後のお母さんと赤ちゃんのためのデイサービスです。

町内にお住まいの産後6ヵ月頃までのお母さんを対象に、リフレかやの里で、助産師や保育士、保健師が母乳相談、育児相談を行う他、入浴、沐浴、お母さん同士で昼食や交流を行い、産後の心身の疲労をリフレッシュします。利用料の一部を町が負担します。

※ハローベビープロジェクトでリフレッシュ券(3回分)を配布します

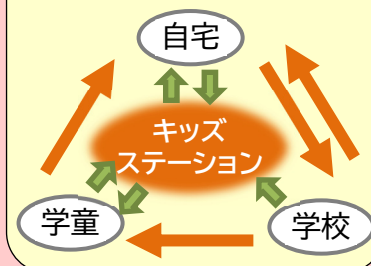
※1回の利用につき1,000円 助成回数 3回まで

学童期

キッズステーション事業

地域や団体などが主体となって、学校再編に伴う児童の居場所づくりを行う事業に対して、補助を行います。

ご自宅の代わりにカバンを置きに帰る場所として位置づけ、宿題をする児童・近くに遊びに行く児童に対応する場所を提供します。



量の見込みと提供体制

教育・保育の量の見込みと確保方策

- 幼児期における教育・保育の量の見込みと確保方策は下表のとおりです。
- 教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

【与謝野町全体における量の見込みと確保方策】

		令和2年度				令和3年度			
		3～5歳 教育のみ (1号)	3～5歳 保育あり (2号)		0～2歳 保育あり (3号)	3～5歳 教育のみ (1号)	3～5歳 保育あり (2号)		0～2歳 保育あり (3号)
			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外	
①量の見込み(必要利用定員総数)		18	13	394	242	16	13	366	235
②確保 方策	特定教育・保育施設	18	377		207	16	349		200
	特定地域型保育事業	0	0	0	25	0	0	0	25
	認可外保育施設	0	0	30	10	0	0	30	10
②確保方策 合計		18	407		242	16	376		235
②-①		0	0		0	0	0		0

令和4年度				令和5年度				令和6年度			
3～5歳 教育のみ (1号)	3～5歳 保育あり (2号)		0～2歳 保育あり (3号)	3～5歳 教育のみ (1号)	3～5歳 保育あり (2号)		0～2歳 保育あり (3号)	3～5歳 教育のみ (1号)	3～5歳 保育あり (2号)		0～2歳 保育あり (3号)
	幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外	
14	12	326	250	14	12	312	241	13	10	305	234
14	308		215	14	294		206	13	285		199
0	0	0	25	0	0	0	25	0	0	0	25
0	0	30	10	0	0	30	10	0	0	30	10
14	338		250	14	324		241	13	315		234
0	0		0	0	0		0	0	0		0

地域子ども・子育て支援事業の

教育・保育の提供に加えて、すべての子育て家庭を支援するため、地域のさまざまな子育て支援を充実していきます。

事業	概要	実施方針・確保方策
利用者支援 3箇所	子ども及びその保護者が、認定こども園・保育所（園）での教育・保育や、一時預かり、学童保育等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。	身近な場所に設置することにより、情報提供・相談支援等に加えて、予防的な効果も期待されることから、認定こども園の整備と合わせ提供区域に1箇所を基本に設置します。 ※子どもの人口推移により、箇所数の再検討をします。
時間外保育事業	保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、保育標準時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用するものです。	幼保連携型認定こども園において、保育標準時間プラス30分の保育を実施するなかで、対応します。
放課後児童健全育成事業 6箇所	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の児童が、学童保育所を利用するものです。	加悦地域においては、令和2年度から1学童保育所に統合し、夏休みには、一時的に定員を増やします。 岩滝地域においては、現在の1学童保育所で対応します。 野田川地域においては、現在の4学童保育所に加え、夏休みには、一時的に受入れを増やします
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が疾病等で児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設で児童を保護・養育するものです。	支援事業について、保護者へ周知徹底を行うとともに、委託施設によりニーズに対応します。
乳児家庭全戸訪問事業	生後5か月、6か月ごろの乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うものです。	予防の視点からも、乳児家庭全戸訪問事業とそこからつながる養育支援訪問事業の十分な実施体制を確保します。
養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童等を対象に、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言等の支援を行うものです。	

量の見込みと提供体制



事業	概要	実施方針・確保方策
<p>地域子育て支援拠点事業</p> <p>3箇所</p>	<p>家庭や地域の子育て機能が低下したことや、子育て中の保護者の孤独感・不安感・負担感の増大等に対応するため、地域の身近な場所で乳幼児と保護者の相互の交流、子育てに関する相談、情報の提供、助言などの支援を行います。</p>	<p>身近な場所に設置するため、おおむね提供区域に1箇所を基本に設置します。</p> <p>※子どもの人口推移により、箇所数の再検討をします。</p>
<p>一時預かり事業 (在園児対象型)</p>	<p>通常の幼稚園教育時間の開始前や終了後、夏休みなどの幼稚園休業日に園児を預かる事業です。</p>	<p>認定こども園での受け入れ体制の確保を図ります。</p>
<p>一時預かり事業 (在園児対象型を除く)</p>	<p>保護者の私用などで、一時的に家庭で保育できない場合に利用するものです。</p>	
<p>病児保育事業</p>	<p>子どもが病気または病気の回復期にあり、保育所(園)等が利用できず、保護者も就労等で保育できない場合に利用するものです。</p>	<p>ニーズに対応するため、宮津市・伊根町と共同で定員6人の病児保育1箇所(宮津与謝病児保育所 りりふる)により確保します。</p>
<p>子育て援助活動支援事業</p>	<p>育児等へのサポートを依頼したい会員に対して、育児支援をしたい子育て経験者等の会員が、有料でサポートを提供するものです。</p>	<p>子育て支援だけでなく、幅広い層を対象とした仕組みづくりを検討します。</p>
<p>妊婦に対する健康診査</p>	<p>妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、医療機関で受ける妊婦健康診査(医学的検査を含む)にかかる費用のうち一定の額を公費で負担するものです。</p>	<p>見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。</p>

事業の取り組みの概要

保健、福祉、教育、就労、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、子どもとその家庭にかかわる支援施策を体系化し、総合的な展開を図ります。

基本目標	施策の方向
地域における 子育て支援	<ul style="list-style-type: none">○ 地域における子育て支援サービスの充実○ 保育サービスの充実○ 子育て支援のネットワーク○ 子どもの健全育成○ 交流や集いの場づくり○ 地域における人材育成○ 子育て家庭への経済的支援の充実
母性並びに乳児 及び幼児等の 健康の確保及び増進	<ul style="list-style-type: none">○ 子どもや母親の健康の確保○ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実○ 食育の推進○ 小児医療の充実
子どもの心身の健やかな 成長に資する 教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none">○ 次代の親の育成○ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備○ 豊かなつながりの中での家庭や地域の教育力の向上
子育て家庭にやさしい 環境の整備	<ul style="list-style-type: none">○ 次代の親の育成○ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備○ 豊かなつながりの中での家庭や地域の教育力の向上
職業生活と家庭生活との 両立の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 仕事と生活の調和の実現のための広報・啓発等の推進○ 仕事と子育ての両立支援のための基盤整備、子育て支援の展開
要保護児童への対応など きめ細かな取組の推進	<ul style="list-style-type: none">○ きめ細かな見守りと相談・支援体制○ ひとり親家庭等に対する支援の充実○ 障害児施策の充実

第2期与謝野町子ども・子育て支援事業計画 概要版

令和2年3月

〒629-2498 与謝野町字加悦 433 番地

電話：0772-43-9024 ファックス：0772-42-0528